

京都市監査委員告示第2号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成17年10月24日

京都市監査委員 田 中 セツ子
同 小 林 昭 朗
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
増田 康男	京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町8番地4

2 事務を補助できる期間

平成17年10月24日から平成18年3月31日まで

(監査事務局第一課)